

水道料金の改定について

答 申 書

令和 6 年 6 月 26 日

白馬村上下水道事業経営審議会

1 はじめに

本審議会は、令和5年4月21日に白馬村長から諮問された「水道料金の改定」について、6回にわたり慎重に審議を行った。

この中で、水道事業の現状と課題、今後の経営状況等について整理し、適正な料金水準、新料金体系について意見交換を行いながら検討を進めた結果、次のとおり答申する。

2 答申内容

- (1) 料金算定期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とする。
- (2) 水道料金は、平均改定率30%の引き上げが適当である。
- (3) 新料金体系は、用途別体系から口径別体系に改め、「逡増型水量別従量料金」とすることが適当である。
- (4) 基本水量制は廃止することが適当である。ただし、単身高齢者世帯等の小口需要者に配慮し、現行の口径13mmから25mmの基本水量に当たる従量料金については、低額設定とする。
- (5) 改定後の水道料金は別表1のとおりとする。
- (6) 水道料金の改定時期は、令和7年1月1日とすることが適当である。

3 答申に至った理由

- (1) 水道事業の現状と課題

本村の水道施設は、昭和40年～50年代に整備してきた施設の老朽化が進み、

更新時期を迎えている。また、旧耐震基準の施設も多く存在し、現在、水道管の経年劣化による漏水事故等が発生している現状である。

令和5年3月に改定された「白馬村水道事業ビジョン」の投資計画を精査したところ、今後10年間で約40億円の投資が必要になることが明らかになった。この内、約26億円は二股浄水場再整備事業によるもので、その財源の確保が大きな課題となっている。

一方、収入面では、将来的な給水人口の減少や節水機器の普及に伴う1人たりの使用水量の低下により、給水収益の減少が見込まれる。現在、計画されている大型ホテル等の開発事業を考慮し、業務・営業用水量の一部上昇を見込んではいないものの、生活用水量の低下に伴い、有収水量、給水収益ともに減少する見通しである。

健全な財政状況を維持しつつ、老朽化する施設の更新を着実に実施するためには、経営基盤の強化がより一層求められており、適正な料金水準による給水収益の確保が必要不可欠な状況である。

(2) 適正な料金水準

上記を勘案した財政シミュレーションによると、現行の料金水準のままでは、令和13年度に赤字に転落、令和15年度には現金資金が枯渇する見込みとなった。

また、健全財政を維持するための財政規律として「料金回収率100%以上」、「企業債残高対給水収益比率580%以下」、「現金資金残高対給水収益比率100%以下」を設定し、これらの財政規律達成に必要な料金改定率を算定したところ、

当初の想定通り、二股浄水場再整備事業後の減価償却費への対応がネックとなり、今後10年間を見据えると、130%の料金改定が必要との結果が示された。

住民生活への影響を考え改定率を調整することも検討したが、料金回収率100%を達成するためには、今後20年間（令和6年度～令和26年度）に渡り125～130%の料金改定を繰り返す必要があり、それまでは企業債残高対給水収益比率の緩和による料金改定率に妥協の余地がないため、水道料金の30%引き上げはやむを得ないと判断する。

（3）料金体系

①口径別料金体系への移行

現行の水道料金は、基本料金と従量料金からなる二部制で、基本料金は用途別、従量料金は逡増型水量別を採用している。

このうち用途別料金体系では、使用目的を料金設定の根拠としているが、ワークスタイル・ライフスタイルの多様化による利用形態の複雑化や不動産売買による利用形態の変化等により、用途認定は限界を迎えている。

また、用途別料金体系において用途ごとに格差を持たせること自体は許容されているものの、その金額については何らかの合理的理由が求められるという判例から、用途別の継続は困難な状況にある。

一方、口径別料金体系は、使用する口径の大きさといった明確な基準に基づいて料金設定を行うことから、給水装置の能力に応じた費用負担と明確な料金設定の面から公平性において優位である。現在、全国的に用途別料金体系から口径別料金体系への移行が進んでおり、最新統計では、全国の事業者の約61%

が口径別料金体系を採用している。

これらのことから、より公平な費用負担と明確な料金設定を実現するため、用途別から口径別に移行することが適当であると判断する。

②逓増型水量別従量料金

逓増型水量別従量料金は、使用水量の増加に伴い従量料金単価が高額となる料金設定であり、現行料金で採用しているが、従量料金について『水道料金算定要領』は、個別原価主義に基づき均一料金制を採るべきという立場で一貫している。

審議会において逓増度の緩和について検討したところ、観光立村である本村は、シーズンによって使用水量の差が大きいという特徴があることから、季節的に多量に水を使用する大口需要者に傾斜的な負担を求めるという考え方や、使用水量によっては現在より値下げとなる利用者層が発生し、負担増の公平性が確保されないということがないようにするため、逓増度は維持することが適当であるとの結果に至った。

加えて、現行料金で既に逓増度を採用しているため、維持した方が料金改定の各利用者負担額に及ぼす影響が小さいといった観点から、従量単価、水量区分共に現行措置が適当であると判断する。

③基本水量の廃止

基本水量制とは、公衆衛生の向上、生活環境の改善という観点から、基本料金に一定の水量を付与し、すべての使用者に対して最低限の生活用水を平等に確保するとともに、料金の低減化を図るために導入された制度であり、現行料

金では月 5 m³を付与している。

しかしながら、現在は水道普及率がほぼ 100%に達し、公衆衛生の向上等の目的は概ね達成されたと考えられる。また、本村では年間調定件数の 15%を占める 1 か月の使用水量が 5 m³以下の使用者に対して、使用水量に応じた従量料金を課せてないという課題もあることから、基本水量制を廃止することが適当であると判断する。

ただし、1 か月の使用水量 5 m³以下の小口需要者の値上げについては、極力配慮するものとする。使用水量 5 m³以下の小口需要者は、別荘や季節営業を行う事業者以外に単身高齢者世帯が含まれていると想定できる。経済的に厳しい状況にある単身高齢者が増えている社会情勢等も踏まえ、現行の口径 13mm から 25mm の基本水量に当たる従量料金については、低額設定とする。

(4) 料金の改定時期

料金の改定時期については、昨今の物価上昇が住民の生活に大きな影響を及ぼしていることから、慎重な判断が求められるが、時期が遅くなるほど改定率が高くなることは避けられない。

また、現行の水道料金が、昭和 59 年 1 月 1 日の改定以降、消費税の導入や改定による値上げを除き 40 年間以上据置とされてきたことから、白馬村水道事業の基本方針である安全・強靱・持続を実現するためには、適正な料金水準による給水収益の確保が急務な状況といえる。

以上の状況を鑑み、料金改定時期は令和 7 年 1 月 1 日が適当である。

4 附帯意見

- (1) 水道料金の値上げは住民生活に直結するものであること、また、今回の料金改定は、消費税のみの改定を除き実質40年ぶりの改定であることから、住民の理解が得られるよう、効果的な広報活動や丁寧な説明に努められたい。
- (2) 「白馬村水道事業ビジョン」に基づき、計画的な施設更新に努めるとともに、より一層の経営効率化を図り、適正かつ健全な経営の継続に努められたい。
- (3) 大型事業となる二股浄水場再整備事業については、水需要に合わせた施設規模の適正化及び国庫補助金の活用により、施設の更新費用や維持管理費用の抑制を図られたい。
- (4) 今後の水道料金については、5年を目安に定期的に、社会情勢や水需要の動向に応じて料金の妥当性を検証し、見直しをすること。
- (5) 水道料金の改定に伴い、加入分担金についても用途別体系から口径別体系への移行を図られたい。
- (6) 水道料金改定の周知に際して、現行の下水道使用料の算定方法や今後の下水道使用料の見直しについても周知されたい。

別表 1

改定後の水道料金

(1 か月あたり、税抜き)

メーター 口径	基本料金	従量料金 (水量区分ごとの 1 m ³ あたり単価)			
		～ 5 m ³	6 ～ 30 m ³	31～70 m ³	71 m ³ ～
13mm	1,670 円	65 円	140 円	160 円	170 円
20mm	2,150 円				
25mm	3,320 円				
30mm	6,320 円	140 円			
40mm	10,400 円				
50mm	19,300 円				
75mm	42,900 円				

審 議 経 過

	開催日	審議内容等
1	令和5年 4月21日(金)	○諮問 ○料金改定等に係る審議会スケジュール
2	令和5年 8月29日(火)	○水道事業の経営状況について ○水道料金の算定方法(総括原価方式)
3	令和5年 12月19日(火)	○水道事業の現状と課題 ○水道料金のしくみと現行の水道料金体系
4	令和6年 4月11日(木)	○水道料金の改定について ・財政収支の試算結果と料金改定率 ・水道料金表の作成について
5	令和6年 5月30日(木)	○水道料金の改定について ・前回までの振り返りと補足説明 ・料金表のシミュレーション結果と新料金表(案) ○加入分担金改定案について
6	令和6年 6月24日(月)	○水道料金の改定について ・新水道料金表(案)について ・水道料金の改定に係る答申(案)について

白馬村上下水道経営審議会委員 名簿

役 職	氏 名	推薦団体等	区 分
会長	杉山 茂実	白馬商工会	使用者及び受益者
副会長	丸山 徹也	八方尾根観光協会	
	太田 芳明	元白馬町区長	
	前田 芳昭	元めいてつ区長	
	松沢 浩子	白馬商工会	
	岩井 良三	白馬五竜観光協会	
	山本 一海	北アルプス地域振興局	学識経験者
	高橋 慶多	指定工事店組合	管理者が必要と 認める者
	西堀 朗子	施設維持管理業者	
	太田 伸子	白馬村議会	
	切久保 達也	白馬村議会	
	一井 良	一般公募	公募による者

順不同・敬称略